

生駒市条例第 29 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「戸籍記録事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め、「第 120 条第 1 項」の次に「又は第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の 3 の項の次に次のように加える。

3 の 2	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
----------	---------------------	---	-----------------------------

	事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
--	--	--

別表第1の4の2の項中「除籍記録事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に改め、「第120条第1項」の次に「又は第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表の5の項の次に次のように加える。

5の2	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
-----	---------------------	--	-------------------------

別表第1の6の項中「届出若しくは申請受理証明書又は届書その他市長の受理した書類の記載事項証明書交付手数料」を「届出若しくは申請受理証明書、届書その他市長の受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報内容証明書交付手数料」に、「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付」を加

え、同表の7の項中「届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料」を「届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改め、「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。